

所得税の還付申告をされる方へ

令和4年分の確定申告期間は、2月16日(木)～3月15日(水)(※土・日・祝日を除く)です。確定申告をされる方は、期間中に氏家税務署、または市の申告相談会場で申告をお願いします。

なお、令和5年度分の市・県民税の申告期間は、2月16日(木)からです。申告の詳しい受付日程などは、広報やいた2月号でお知らせします。

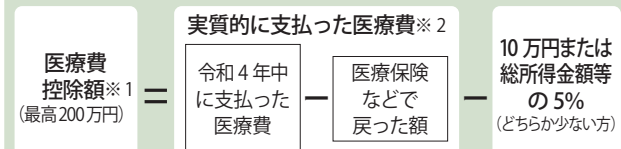
還付申告により所得税が戻る方とは…

年末調整を受ける前に退職された方、年末調整で各種控除の申告ができなかった方、公的年金等の雑所得から源泉所得税を徴収されている方などは、各種控除の申告をすることにより、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。申告する際は、源泉徴収票と各種必要書類をご用意ください。

医療費控除

本人、または生計を一にする親族の医療費を支払ったとき、その一部が医療費控除の対象となる場合があります。

医療費控除額の計算方法



※1 所得から医療費控除額を引いた額で税額が計算されるようになります。
 ※2 この金額が10万円、または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます。

■対象となる医療費

- ①病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額
- 医師、歯科医師による診療(治療)代
 - 治療や療養のための医薬品購入費
 - 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に入院・入所するための費用
 - 治療のためのあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師などによる施術費
 - 保健師・看護師・准看護師・特に依頼した人に支払った療養(在宅を含む)上の世話の費用
 - 助産師による出産の介助料
 - 介護保険制度で提供された一定のサービスの対価の内、指定介護老人福祉施設におけるサービスの対価(介護費・食事)として支払った額の2分の1相当額、または一定の居宅サービスの自己負担額
- ※詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

②次のような費用で、診療や治療などを受けるために、直接必要なもの

- 通院費用、入院の部屋代や食事代、医療用器具の購入代や賃借料で通常必要なもの
- 義手・義足・松葉づえ・義歯などの購入の費用
- 6カ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代

※控除を受ける方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。なお、要介護認定を受けている方が2年目以降の申告をする場合、一定の要件に該当すれば「市が主治医意見書の内容を確認した書類」で申告できます。「市が主治医意見書の内容を確認した書類」については、市高齢対策課 ☎(43)3896へお問い合わせください。

■必要書類 ※令和4年のもの

- 医療費控除の明細書
(市税務課窓口、または国税庁ホームページにあります)
- 医療費控除を受けるために医師などが発行した証明書

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。
 ※医療費控除を受けるには医師などが発行した証明書の提出が必要です。(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)
 ※医療費控除のほかに、セルフメディケーション税制もあります。詳細については国税庁ホームページをご覧ください。
 ※医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

各種保険料控除

令和4年中に支払った健康保険料や公的年金保険料などの社会保険料および生命保険料・地震保険料が控除されます。

■必要書類

- 社会保険料控除は、領収書または納付証明書
 - 生命保険料控除・地震保険料控除は、控除証明書
- ※国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、年金から差し引かれている場合は差し引かれている方、口座振替の場合は口座名義人の方の控除対象となりますので、ご注意ください。

ふるさと納税についての注意事項

ワンストップ特例を適用する場合、すべて寄附した翌年の住民税からの控除となるため、所得税からの還付などは発生しません。また、複数の自治体に寄附をしている場合には、それぞれの自治体へ申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

次の条件に該当する場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、特にご注意ください。確定申告などで寄附金控除を受けてください。

- 確定申告書の提出を要する者となったとき
- 確定申告書、または住民税申告書を提出したとき
- 対象年中のふるさと納税寄附先が5団体を超えたとき
- ワンストップ特例の申請書提出後、次の1月1日までの間に住所変更などがあった場合、1月10日までにふるさと納税先の自治体に変更届出書を提出していないとき

住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築などをしたとき、次の主な要件にあてはまれば、所得税の住宅借入金等特別控除が受けられます。(1年目は確定申告が必要です。)

なお1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整などで控除が受けられます。ただし、入居した年とその年の前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除、買い換え、交換の特例など)の適用があるときは、この控除を受けることはできません。

■主な要件(新築住宅の場合)

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、引き続き住んでいること
- 控除を受ける年の所得金額が2千万円以下であること
- 民間の金融機関や住宅金融支援機構などの住宅ローンなどを利用していること
- 返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること

■必要書類(新築住宅の場合)

- 登記事項証明書(法務局発行)など
 - 請負契約書、または売買契約書など
 - 借入金の年末残高証明書
 - 補助金の明細、住宅資金贈与を受けた方は金額のわかるもの
- ※土地も取得された方は、上記の①②の土地分の書類が必要です。
 ※新築以外の場合は、氏家税務署にお問い合わせください。

税務署で確定申告をされる方へ

多くの方で混雑する確定申告会場に出向かなくても、パソコン・スマホで申告できるe-Tax・スマホ申告が便利です。



スマホ申告はこちら

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税などの情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。

また、印刷し郵送などで税務署に提出することもできます。今回の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひ自宅からe-Taxをご利用ください。

●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告

期間/2月16日(木)～3月15日(水)
 ※土・日・祝日を除く
 受付時間/8:30～16:00 ※9:00相談開始
 場所/氏家税務署 会議室
 ※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、**還付申告の方の申告相談は、2月15日(水)以前でも受付可能**です。
 ※会場の混雑緩和のため、**確定申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要**です。
 ※来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
 ※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。



国税庁LINE公式アカウント

問い合わせ

- 所得税の申告に関すること
 〒329-1393 さくら市氏家2431-1
 氏家税務署 ☎028(682)3311
 ※音声案内で「2」を選択してください
- 市・県民税の申告に関すること
 市税務課 ☎(43)1115
- 確定申告書作成コーナーの操作等に関すること
 e-Tax作成コーナーヘルプデスク
 ☎0570(01)5901
 ※9:00～17:00(土・日・祝日、12/29～1/3を除く)

市税は納期限内に自主納付～見逃しません！市税の滞納～

税金を滞納すると…

納期限内に納めている方との公平性を保つため、相談なく滞納を放置している方などに対し、財産の差し押えなどの滞納処分を実施します。

やむを得ない事情により納付が困難な場合は、ご相談ください。

【家宅捜索による差し押え】

自宅、事務所などに立入調査を行い、お金に換えられるものを差し押えます。

【給与・預貯金・生命保険・不動産の差し押え】

勤務先・金融機関・保険会社・法務局などで調査を行い、所有している財産を差し押えます。

問い合わせ/税務課 ☎(43)1115

ご存知ですか？ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、誰もが安心して生活できるよう、定期的な訪問を通じた見守りや相談への対応、高齢者や子育て家庭の支援など、さまざまな活動を行っています。また、委員の皆さんはスキルアップを目的として、日頃から各種研修・訓練に取り組んでいます。

委員は秘密を厳守することが義務付けられていますので、安心してご相談ください。

なお、12月1日付で決まりました新任の民生委員・児童委員の皆さんは下表のとおりです。

問い合わせ／
社会福祉課 ☎ (43) 1116



民生委員・児童委員
マーク



高齢者の見守り声かけ模擬訓練の様子

新任 任期：令和7年11月30日まで

氏名	担当地区
松本登美子	矢板一区・矢板二区
坂元 悦子	矢板三区
小平 英量	矢板四区(西)
高橋 啓子	矢板四区(東)
鈴木 康子	矢板五区(西)
吉野ハツ子	矢板五区(東)
大森 崇由	矢板五区(北)
上原 修	矢板六区
和氣 孝	倉掛・合会
小川 良美	片俣・塩田
中村 恵子	幸岡
椎名 伸一	下太田・荒井(西)
室井 光二	荒井(東)
八木澤さち子	土屋
中嶋加代子	針生
鈴木 恒典	主任児童委員
八板るみ子	主任児童委員
高山 六男	末広町(北)
山口 忠男	末広町(南)
島田 次秀	富田(南)
後藤 順子	富田(東)
渡邊 則子	富田(西)
毛川 修	富田(北)
新添れい子	木幡東(南)
村山 和子	木幡東(中)
青木 陸	木幡東(北)
奥田ミヨ子	川崎反町・館ノ川・高塩
黒崎 利枝	木幡西(東)
塩野 和子	木幡西(西)・境林
長岡 悦子	東町(北)
浅野 茂男	東町(中)
加藤 康雄	東町(南)
村上 和雄	中(西)
安田 幹雄	ロビンシティ矢板
井上 隆子	中(北)
太田 博	中
大木 紀子	中(南)

氏名	担当地区
篠原 恵子	沢
平久井京子	成田
下田 恵子	ハッピーハイランド矢板
奥原 節子	豊田
小川 幸子	主任児童委員
藤田トミ子	主任児童委員
吉田 悦子	泉
小川 安彦	上太田
江連 敏夫	東泉
荒井 善市	長井(宮川西)
荒井 俊二	長井(宮川東)
田中 和雄	長井(高原)
大川 浩司	立足
細川カツ子	平野
矢板 進	上伊佐野
池田 文枝	下伊佐野・田野原
鈴木 敬一	山田
津久井信一	第一農場・第二農場
高野 孝子	主任児童委員
松平 宣秀	主任児童委員
柳田 玲子	通岡・前岡・山苗代
金子 憲雄	後岡・梶ヶ沢
手塚 謙一	安沢
植木 好子	越畑
齋藤 明美	白栗
岡本美智子	東乙畑・西乙畑
伏木 淑乃	つつじが丘
齋藤 弘子	上大槻・下大槻
大塩 久勝	石関・玉田
佐藤 愛子	片岡二区
和田力ホル	片岡南
平塚 洋子	片岡一区
山崎真知子	片岡三区
渡邊とし子	片岡四区
鈴木れい子	コリーナ矢板
大貫美奈子	主任児童委員
笹沼 優子	主任児童委員

退任

氏名	担当地区
阿久津武司	矢板一区・矢板二区
庭山 俊江	矢板五区(西)
福田小夜子	倉掛・合会
根本 久典	片俣・塩田
阿美 米一	幸岡
兼崎真知子	下太田・荒井(西)
関本ミネ子	荒井(東)
八木澤トモ子	土屋
益子 章	川崎反町・館ノ川・高塩
野中イト子	木幡西(東)
秋葉 節子	東町(中)
加藤 利子	東町(南)
村上久美子	中(西)
村上 栄子	中
手塚 勇夫	泉
小川 泰輔	上太田
須田 道夫	東泉
山口 政雄	立足
白石 久子	平野
高瀬 金市	山田
石塚 完司	通岡・前岡・山苗代
岡崎 俊輝	安沢
有馬 宏文	東乙畑・西乙畑
齋藤 紀子	つつじが丘
津久井理夫	片岡一区
石塚 信子	片岡三区
久保恵美子	片岡四区
渡邊 信子	主任児童委員
富川志津子	主任児童委員

※敬称略

退任された民生委員・児童委員の皆さんには、長年にわたり、地域福祉の向上にご尽力をいただき、ありがとうございました。



人権擁護委員が新たに委嘱されました

1月1日付で、小川 安彦さん(新任)が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。任期は令和7年12月31日までの3年間です。



●人権擁護委員は次の方々です(1月1日現在)

- 岡本 美代子さん(末広町) 和氣 ちかさん(木幡)
- 桑野 厚さん(大槻) 宮本 道成さん(本町)
- 善林 景子さん(乙畑) 近藤 一さん(扇町一丁目)
- 豊田 久仁子さん(泉) 小川 安彦さん(上太田)

●人権擁護委員その活動と役割

人権擁護委員は、憲法で保障されている国民の基本的な人権(生命、自由および幸福追求など)が侵害されることのないように監視しています。また、人権についての相談業務や人権擁護のためのPR活動をしています。

【人権相談】

日時/毎月第2火曜日 9:30~12:00
場所/市保健福祉センター2階 相談室

問い合わせ/総務課 ☎ (43) 1113

4月は、統一地方選挙が行われます



詳しくはこちら

【栃木県議会議員選挙】

投票日/4月9日(日)

期日前投票/4月1日(土)~8日(土)

【矢板市議会議員選挙】

投票日/4月23日(日)

期日前投票/4月17日(月)~22日(土)

- ・立候補届出
日時/4月16日(日) 8:30~17:00
場所/市体育館
- ・立候補予定者説明会
日時/3月3日(金) 14:00~
場所/矢板公民館 大会議室
- ・立候補届出書類事前審査
日時/3月22日(水)・23日(木) 9:00~16:00
場所/選挙管理委員会事務局



問い合わせ/選挙管理委員会事務局 ☎ (43) 6219

20歳になったら国民年金に加入します~知っておきたいポイント~

国民年金は、老後やいざという時の生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

【国民年金のポイント】

●将来の大きな支えになります

国民年金は、20~60歳までの方が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。

また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取ることができます。

問い合わせ/大田原年金事務所 ☎ (22) 6311
矢板市市民課 ☎ (43) 1117

Q1. 国民年金の加入は、いつ?どこで?
A1. 20歳になると、日本年金機構から国民年金に加入したことを知らせる通知が届きます。2週間程度経過してもその通知が届かない場合は、市民課での加入手続きをお願いします。

Q2. 毎月の保険料はいくら?
A2. 月額 16,590円(令和4年度)です。

Q3. 保険料を安くする方法はあるの?
A3. あります!前納制度や口座振替をご利用ください。これらをセットにすることでさらに割引になります。

Q4. 毎月16,590円は払えない。どうすればいいの?
A4. 国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。市民課や年金事務所にご相談ください。

ご先祖様を想い、大切な人なのに逝ってしまった彼方を思って、ステキなお墓を造りませんか。
石のトータルプランナー
石のことならおまかせください
【有】津久井石材店
矢板市片岡
TEL 0287-48-0347
FAX 0287-48-3271
※御戒名彫りも致します

不妊治療費の助成について

市では、不妊治療（人工授精・体外受精・顕微授精）を受けている方の経済的負担軽減を図るため、保険適用外の治療費の一部を助成していましたが、令和4年4月から保険適用に伴い令和4年3月31日までに終了した治療をもって終了します。

ただし、令和3年度以前に開始され、令和4年度中に終了した年度またぎの治療は、経過措置として引き続き助成を実施します。（県の特定治療支援事業に該当するもの）

対象／次のすべてに該当する方（ご夫婦とも）

- ・人工授精、体外受精、顕微授精のいずれかの治療を受けた方（体外受精、顕微授精については県の助成を受けている方）
- ・本市に申請日の前日から起算して1年以上住民登録のある方
- ・市税を滞納していない方
- ・各種医療保険の被保険者、または被扶養者である方
- ・その他、市の交付要綱に定める要件をすべて満たす方

助成金額／申請1回につき上限10万円

助成回数／

妻の年齢によって、助成を受けられる回数が異なります。

妻の年齢（助成を受けた初回治療開始時）	助成回数
40歳未満	通算6回まで
40～42歳	通算3回まで
43歳以上	助成対象外

※助成回数は、対象治療すべてを通算した回数です。


※通算助成回数に達していない場合でも、妻の年齢が43歳以上で開始した治療は助成の対象になりません。

申請期限／令和3年度中に終了した治療に関しては、令和5年3月31日までに完了する必要があります。上限回数までの助成が可能です。申請がお済みでない場合は、お手元の領収書などをご確認のうえ手続きをしてください。

そのほか／栃木県の助成制度は、原則廃止となります。

ただし、年度またぎの治療は、1回に限り助成が可能です。

詳細については、**県北健康福祉センター ☎（22）2259**にお問い合わせください。不妊治療

の保険適用などに係る最新情報や資料は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

申請・問い合わせ／子ども課 ☎（44）3600

第2期麻しん・風しん（MR）、おたふくかぜ予防接種はお済みですか？

第2期麻しん・風しん（MR）、おたふくかぜの予防接種は、小学校入学前の年度に1回接種することになっています。

今年度対象となるのは、平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれのお子さんです。まだ接種が済んでいない場合は、早めに接種しましょう。

第2期麻しん・風しん（MR）を定期接種として無料で接種できる期間は、**令和5年3月31日まで**です。

おたふくかぜは任意接種ですが、接種費用の一部助成があります。実施医療機関については、お問い合わせください。

※接種の際は事前に各医療機関にお問い合わせください。

問い合わせ／子ども課 ☎（44）3600

令和5年度生涯学習館体育室 定期使用団体日程調整会議を開催

4月から令和6年3月までの間に、定期使用を希望する団体の日程調整会議を開催します。使用を希望する団体はご出席ください。

日時／2月8日（水）18：00～

場所／生涯学習館 1階会議室

そのほか／1月27日（金）までに、生涯学習課窓口にある申請書に使用希望日を記載し、提出してください。

提出・問い合わせ／生涯学習課 ☎（43）6218

募集 各種計画等の策定に係る意見を募集します（パブリックコメント）

提出方法／各計画担当課に直接お持ちいただくか、郵送・ファクス・メールのいずれかでお送りください。

様式／様式は自由ですが、A4版で、住所・氏名・電話番号を必ず記載してください。

矢板市地域防災計画(改定案)・災害時受援計画(案)

閲覧・募集期間／

1月20日（金）まで *必着

閲覧方法／

- ・生活環境課、各公民館で文書閲覧
- ・市ホームページに掲載

提出先・問い合わせ／

〒329-2192（住所不要） 矢板市生活環境課

☎（43）1114 FAX（43）7501

✉ bousai@city.yaita.tochigi.jp



詳しくはこちら

そのほか／お寄せいただいたご意見・ご提案は、内容を整理し、市の考え方とあわせて、後日公表します。個人への回答は行いませんので、ご了承ください。

矢板市都市計画マスタープラン（見直し）

閲覧・募集期間／

1月20日（金）～2月20日（月） *必着

閲覧方法／

- ・都市整備課、各公民館で文書閲覧
- ・市ホームページに掲載

提出先・問い合わせ／

〒329-2192（住所不要） 矢板市都市整備課

☎（43）6213 FAX（43）9790

✉ toshikeikaku@city.yaita.tochigi.jp



詳しくはこちら

家庭でのごみの焼却は、法律で禁止されています

市役所に「ごみを燃やして煙や臭いで困っている」などといった苦情が寄せられます。

家庭でのごみの焼却は、不完全燃焼による有害物質の発生原因になります。また、火の粉が飛び散り、延焼するなど火災につながる事例（野焼きの火が自宅に燃え移ってしまった など）も発生しています。家庭でのごみの焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により禁止され、違反した場合は罰則規定の対象となることがあります。地域の安全を守るために絶対にやめましょう。

問い合わせ／生活環境課 ☎（43）6755

【罰則規定：廃棄物処理法 第25条（抜粋）】
5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する

■法令違反の焼却例

- ・家庭のごみを空地や田畑で焼却すること。
（例：紙・段ボール・雑誌・ビニール袋・包装紙など）
- ・家庭菜園で出た作物残さや庭の雑草・枝木竹を焼却すること。
- ・地面・素掘りの穴・ドラム缶・ブロック囲いなどで焼却すること。

■ごみ処分の方法

- ・矢板市ごみ収集カレンダー裏にあるごみの分別ガイドに従って処分してください。
- ・庭の雑草や枝などは、小分けにして市指定のごみ袋に入れ燃えるごみとして出すか、エコパークしおや（安沢3640番地）に直接搬入してください。

「おかしいな」「困ったな」と思ったときは、消費生活センターへ相談を

●百貨店の名称をかたる偽通販サイトにご注意！

最近、インターネット通販で、「百貨店が閉店になり、高級ブランド品を大幅な値引きで販売する」という、大手百貨店をかたる偽通販サイトに関する相談が寄せられています。

通常、百貨店が通販サイトで高級ブランド品を大幅な値引きで販売することはありませんので、格安だからと安易に飛びつかず、商品を購入する前に販売サイトの掲載内容をよく確認しましょう。

※来所による相談を希望される場合でも、まずは電話での相談をお願いします。事前の予約がない場合や、相談が混み合っているときはお待ちいただく場合があります。

●「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘にご注意！

最近、インターネットの光回線の契約をしている方から、「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」と勧誘され、契約した結果、かえって料金が高くなったという相談が寄せられています。

これは、手続き代行やオプションサービスの料金が付加され、結果的に料金が高くなる、いわゆる「アナログ戻し」という商法です。

安くなるというセールストークに惑わされないよう気を付けましょう。

問い合わせ／消費生活センター（生活環境課内）

☎（43）3621



Pay Forwardで「つなぐ」「つながる」
"やいた"のご当地アプリ登場！
加盟店募集中
お客様にイベントや商品情報などお得な情報を即時配信
活動報告などの情報発信としてもご利用出来ます！
Vesta info@vesta8.com ☎0287-46-5180

司法書士・社会保険労務士・行政書士
室井総合事務所
相続 遺言 登記
お困りの方はお気軽にお問い合わせください。
ビジネス・経営・事業継承などの問題解決のご相談にも。任意後見や、様々なケースの遺言・相続にも対応いたします。
〒329-2136 栃木県矢板市東町3002番地3 室井総合事務所 検索
TEL0287-47-5616 FAX0287-47-5189

就学援助制度についてのお知らせです

市では、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な児童・生徒に、学用品費などの援助を行う就学援助制度を設けています。

対象者／

本市に住民登録がある児童・生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方

- ・生活保護を受けている方（要保護者）
- ・要保護者に準ずる程度に困窮している方
- ・援助を受けなければお子さんの就学に困る事情のある方

支給項目／

学用品費、通学用品費、入学準備金、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費 など

申請方法／

就学援助費受給申請書に必要事項を記入し、市発行の所得証明書（高校生を除く18歳以上の世帯全員分）を添えて、在籍する学校へ提出してください。

※申請書は各小・中学校にあります。

申請期間／

年度当初申請（4月認定）は、学校が指定する期日までに提出してください。なお、年度途中でも申請は随時受け付けています。

問い合わせ／教育総務課 ☎（43）6217

募集

G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催記念「第1回矢板市女性議会」に参加し発言してみませんか

6月に栃木県を会場として開催されるG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の開催を記念して、地域における女性リーダーの育成や女性の視点を生かしたまちづくりを推進するため「女性議会」を開催します。模擬議会形式で行い、参加者の意見や提案などに対し市長などが答弁します。日頃から感じているまちづくりの課題や提案などを発言してみませんか。

日時／3月18日（土）13：30～15：10

場所／市役所本庁舎3階 議場

対象・定員／市内在住・在学の女性2人

※申し込み多数の場合は選考のうえ決定。

申込方法／1月20日（金）までに、生涯学習課にある応募用紙を直接お持ちいただくか、または郵送でお申し込みください。

そのほか／

- ・参加者に対する報酬、交通費などの支給はありません。
- ・いただいた意見は、今後の市政運営の参考とします。
- ・当日までに事前の打ち合わせ会などを予定しています（日程など詳細は後日お知らせします）。

申込・問い合わせ／

〒329-2165 矢板市矢板106-2 矢板市生涯学習課

☎（43）6218

募集

ツツジの名所、長峰公園を守ろう！薬除去活動ボランティア

日本の都市公園百選にも選ばれている長峰公園のツツジを守るため、薬除去作業などの活動を行います。

日時／1月22日（日）

9：00～12：00



薬とは…植物の根元部分から生える若芽のことで、これを放置すると肝心な花の成長を阻害してしまいます。

※国道461号「長峰公園入口」交差点北側付近に集合してください。

※雨天による中止の場合は、参加される方に直接連絡します。

場所／長峰公園内

定員／30人程度

持ち物／タオル・軍手・剪定ばさみ（お持ちの方）

申込方法／1月13日（金）までに、電話でお申し込みください。

そのほか／当日は動きやすい服装でお越しください。作業終了後に、昼食をご用意しています。

申込・問い合わせ／

市観光協会事務局 ☎（47）4252

※月曜定休

開催 おたがいさんカフェ（認知症カフェ）を出張オープンします

おたがいさんカフェ（認知症カフェ）を、ダイユー矢板店、ベイシア矢板店内で出張オープンします。

おたがいさんカフェは、認知症の症状がある方やご家族、地域の方など、どなたでも自由に参加できる集いの場です。約5分でできる「物忘れチェック」（物忘れ相談プログラム）を無料で実施するほか、脳トレプリントの配布、お手玉作りなどを行っています。ぜひお気軽にご参加ください。



日時・場所／

日にち	時間	場所
1月20日（金）	14：00～16：00	ベイシア矢板店
2月17日（金）		ダイユー矢板店
3月17日（金）		ベイシア矢板店

参加費／無料

そのほか／これまでではカフェ花りんごで実施していましたが、上表のとおり開催場所が変更となります。



問い合わせ／高齢対策課 ☎（43）3896

募集 ～第2層協議体～ 話し合いの場に参加しませんか？

日時・場所／お住まいの地域にご参加ください。

各地区協議体名	日時	場所
矢板助け合いの会「やさしい手」	1月27日（金） 14：00～15：30	きずな館
泉ぼっちの会	1月20日（金） 14：00～15：30	泉公民館
片岡ささえあいの会	1月25日（水） 14：00～15：30	片岡公民館

内容／主に高齢者分野における「地域の困りごと」や「あったらいいなと思う助け合い」などについて、課題解決実現のための話し合い、情報共有をします。

対象者／地域での助け合い・支え合いに関心のある方など、どなたでも参加できます。

申込方法／参加希望の方は、お問い合わせください。

申込・問い合わせ／

社会福祉協議会

☎（44）3000

高齢対策課

☎（43）3896



募集

「子どもちぎり絵教室」～ちぎり絵でひなまつりの壁飾りを作ろう～

桃の節句のひなまつりに、ちぎり絵ですてきな壁飾りを作ってみませんか？

日時／2月4日（土）

10：00～11：30

場所／泉公民館 集会室

対象・定員／市内小学生10人 ＊先着順

参加費／300円（材料費）＊当日集めます。

申込方法／1月29日（日）までに、電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／泉公民館 ☎（43）0402

＊月曜・祝日休館



写真はイメージ

募集

知っておきたい相続教室

相続について、どこへ相談したらよいかわからず悩んでいる方たちに向けて、相続の基本知識や相続に関する課題と対策について学びます。

日時／2月4日（土）10：00～11：30

場所／矢板公民館 大会議室

定員／30人 ＊先着順 参加費／無料

講師／足利銀行 コンサルティング営業部

持ち物／筆記用具

申込方法／1月20日（金）までに、電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／矢板公民館 ☎（43）0469

＊月曜・祝日休館



謹賀新年
本年も宜しく
お願い申し上げます

TOTY リモデルスマイルコンテスト 2021
トイレ部門 全国審査員奨励賞
受賞しました！

before

after

県北唯一認定 TOTYリモデルクラブ店
総合エネルギー（電気・ガス）&リフォーム

岩助 株式会社 スミスケ

矢板市針生71-3 ☎0287-43-0220
フリーダイヤル0120-82-5541
矢板市商工会会員・矢板市上下水道指定工事店

うちの子「結婚」しないのかしら？
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎028-611-3545

結婚相談所 ムスベル

福祉リフォーム 空き家リノベーション
不動産のご相談

株式会社あいる 矢板営業所
矢板市鹿島町12-13
携帯：090-4360-3395 お気軽にお問い合わせください